

投資事業評価調書（継続）

部課室名	県土整備部土木局 港湾課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	港湾課長 高崎 伸彦 (寅屋 雅昭)	内線	4440 (4450)
------	-----------------	---------------------	-----------------------	----	----------------

事業種目	港湾事業	事業名	事業区間	総事業費	10億円						
		改修(地方)事業	津名港塩田地区	内用地補償費	-億円						
所在地		事業採択年	着工年度	完成予定年	進捗率 (内用補進捗率)						
津名町塩尾		平成5年度	平成7年度	平成16年度	80%(-%)						
事業の目的			事業内容								
係留施設(物揚場)、泊地浚渫及びふ頭用地等を整備することにより、船舶の輻輳を解消し、漁業活動の効率化を図る。また、防波堤の整備により港内の静穏度を向上させ、係留・荷揚げ時の安全性を確保し、円滑な漁業活動の支援と地域の活性化に寄与する。		防波堤	80.0m	物揚場(-2.0m)	100.0m	道路	110.0m	ふ頭用地	5,000m <sup>2</sup>	泊地浚渫(-2.0m)	1,600m <sup>2</sup>
進捗状況	平成7年度に着手した防波堤の整備については、平成10年度に完成済みである。しかし、地元要望により、平成11～13年度にかけて津名港志筑地区の物流対策施設に重点投資を行ったために、塩田地区の事業が遅れる結果となった。平成14年度から、物揚場(-2.0m)の整備に着手する。平成15年度以降の残工事は、物揚場(-2.0m)100m、泊地浚渫(-2.0m)1,600m <sup>2</sup> 、道路110m、ふ頭用地5,000m <sup>2</sup> である。										
評価視点	評価結果の説明										
(1)必要性 現状	・現在119隻の漁船が津名港塩田地区を基地港としており、これらを適正に係留するには約790mの係留施設が必要であるが、現有長は460mである。このため漁業者はやむを得ず、2重、3重の係留や非係留施設(護岸等)への係留で対応しており、船舶の輻輳など漁業活動に支障をきたしている。										
安全・安心	・防波堤及び物揚場等を整備することにより、港内の静穏度を確保し、船舶の輻輳を低減することで、安全な漁業活動を行うことができる。										
地域の活性化	・津名町は漁業活動も活発であり、シラス漁やノリ・ワカメの養殖が行われている。整備を行うことにより漁業活動の効率化が図れ、地域の活性化に寄与できる。										
快適性・ゆとり	・ふ頭用地等の整備により、海浜地に乱雑に置かれている漁具の整理が可能となり、周辺環境の改善が図れる。										
(2)有効性・効率性	・費用便益比 B / C = 1 . 6 ・当事業の完成により現在460mの係留施設延長が、560mとなり、必要係留施設の約7割が充足され、船舶の輻輳解消等につながる。										
(3)環境適合性	・今回整備する物揚場は、従来の直立壁構造に消波機能と生物生息機能を発揮するための遊水部を加えた直立消波構造を採用している。										
(4)優先性	・津名町塩田地区は水産業が主産業であるが、本地区は漁船の充足率(現有施設延長/必要施設延長)が58%であり、地元要望も強いいため、早期の整備を行う必要がある。										
再評価の結果	継続妥当	左の理由	上記の理由により継続が妥当である。								